

経済産業省

2020 資燃第8号
令和2年4月7日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 秋元 耕一郎 殿



資源エネルギー庁資源・燃料部長 田中 直人

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急
事態宣言に伴うLPガスの供給の継続について（要請）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に基づき新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる見込みとなっております。

都道府県知事から外出自粛要請等が発出される中でも、LPガスの供給を含め国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務については、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域においても業務を継続することが求められます。

これを踏まえ、貴協会に加盟する会員に対して、下記の事項の周知徹底を要請いたします。

記

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に基づき新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる見込みとなっております。

都道府県知事から外出自粛要請等が発出される中でも、LPガスの供給を含め国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務については、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域においても業務を継続することが求められます。

このため、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態においても、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、LPガスの供給に支障が生じないよう、LPガスの供給事業を継続して実施されたい。